

農地法第3条許可申請関係書類の提出について

契約の種類	提出書類	備考
所有権の移転 (売買・交換・贈与等)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条許可申請書... 1部 ・申請農地の登記簿謄本... 1部 (抵当権が設定されている場合は、抵当権をはずしてから申請するか、抵当権抹消確約書1通を抵当権者から提出してください。) ・申請農地の公図... 1部 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産法人以外の一般法人は所有権の取得はできません。
賃貸借権の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条許可申請書... 1部 ・申請農地の登記簿謄本... 1部 ・申請農地の公図... 1部 ・申請農地の賃貸借契約書... 1部(写し) (契約書は2部作成し、貸人、借人それぞれが保管) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般法人も農地の賃貸借権、使用貸借権の設定が可能。
使用貸借権の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条許可申請書... 1部 ・申請農地の登記簿謄本... 1部 ・申請農地の公図... 1部 ・申請農地の使用貸借契約書... 1部(写し) (契約書は2部作成し、貸人、借人それぞれが保管) 	

新規就農又は小規模農家の方が申請する場合は、**営農計画書**が必要となります。

農業生産法人が申請する場合は、**農業生産法人としての事業等の状況**の添付が必要となります。

一般法人が使用収益権の設定を行う場合、法人の**登記簿謄本及び定款(写)**、**営農計画書**の添付が必要となります。

譲受人、借人が山ノ内町以外に住んでいる方は次のとおりです。

- ・ **農地法第3条許可申請書**... 2部
- ・ **住民票**... 1部
- ・ 町外にある農地を耕作している場合は、当該市町村農業委員会発行の**耕作証明書**... 1部

* 申請内容により上記以外に提出していただく書類がありますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。

山ノ内町農業委員会事務局

Tel : 0 2 6 9 3 3 3 1 1 2